

むつ市議会第251回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和4年2月21日（月曜日）午前10時開会・開議

◎固定資産評価審査委員会委員就任挨拶

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 市長施政方針

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第5 議案第1号 財産の取得について

（下北文化会館センター棟をむつ下北未来創生キャンパスとして整備することに伴い、各部屋等に配置する備品等を購入するためのもの）

【議案一括上程、提案理由説明】

第6 議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

第7 議案第3号 むつ市協野沢水産物処理加工施設条例

第8 議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第9 議案第5号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第10 議案第6号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例

第11 議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例

第12 議案第8号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

第13 議案第9号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

第14 議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例

第15 議案第11号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）

第16 議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）

第17 議案第13号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）

第18 議案第14号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）

第19 議案第15号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて

第20 議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第21 議案第17号 令和3年度むつ市一般会計補正予算

第22 議案第18号 令和3年度むつ市水道事業会計補正予算

第23 議案第19号 令和3年度むつ市下水道事業会計補正予算

第24 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算

第25 議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算

第26 議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算

- 第27 議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第28 議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第29 議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第30 議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算
- 第31 議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算
- 第32 報告第1号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第33 報告第2号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第34 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第35 報告第4号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第36 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第37 報告第6号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第38 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第39 報告第8号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第40 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第41 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第42 報告第11号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第43 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代監査委員	齊藤	秀人	選挙管理 委員会 委員長	畑中	政勝
農委 員 業 会 長	坂本	正一	総務部長	吉田	真
総務部 室 長	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	藤島	純	健づく 推進部 長	中村	智郎
健づく 推進 監 策 監	木村	公子	子ども みどら mile s office にり 所	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整 備 部 長	中里	敬

建設技術長
 畑所舎長
 大会理計者
 監査委員局長
 教育部長
 総務部策監長
 総務課
 総務部課幹
 総務部課査

小笠原 洋 一
 伊藤 大治郎
 野藤 賀 範
 伊藤 泰 成
 角 本 力
 野坂 武 史
 葛西 信 弘
 菊池 亘

川内所舎長
 脇野所舎長
 選挙管理委員会局長
 農委事務局局長
 農委事務局局長
 上局民生道長部事
 企政政推健つ推副
 企政企課
 策進く進理
 策調
 画部策監康り部事
 画部整長

木下 尚一郎
 工藤 和彦
 工藤 淳一
 成田 司
 中村 久
 小田 晃 廣
 福山 洋 司
 中野 敬三
 堂崎 亜希子
 浜端 快

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

佐藤 孝 悦
 櫻田 誠
 井田 周 作

次長
 主幹
 主任

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第251回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎固定資産評価審査委員会委員就任 挨拶

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に就任の挨拶を行います。

さきの定例会において、むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任されました川向常寛氏及び鴨澤信幸氏から就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、川向常寛氏、お願いいたします。

（川向常寛固定資産評価審査委員会委員登壇）

○固定資産評価審査委員会委員（川向常寛） むつ市議会第250回定例会におきまして議員皆様方のご同意をいただき、むつ市固定資産評価審査委員会の委員に就任いたしました川向と申します。就任に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

このたび就任いたしました審査委員会の委員は、納税者の方からの固定資産評価に関わる不服の申立ての審査をするという極めて重要な職務と心得ております。

審査におきましては、法令に照らし、公平、公正な審査を心がけ、委員の方々と協力し、誠心誠意、この重責な職務を全うしたいと心しております。

今後につきましても、議員皆様方の一層のご指

導とご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） 次に、鴨澤信幸氏、お願いいたします。

（鴨澤信幸固定資産評価審査委員会委員登壇）

○固定資産評価審査委員会委員（鴨澤信幸） おはようございます。こういう場で挨拶が苦手なものですから、ちょっとペーパーを用意してきましたので、ご容赦のほどお願いいたします。

私こと、去る令和3年11月24日開会のむつ市議会第250回定例会において議員の皆様のご同意をいただき、むつ市固定資産評価審査委員会の委員に就任いたしました鴨澤と申します。よろしくお願いいたします。就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたび就任いたしましたむつ市固定資産評価審査委員会の委員は、固定資産評価に係る不服の申立ての審査を担うものであると自覚しております。また、市民の皆様への税に対する関心の高まりを受け、本委員の責任は今までも増して重要かつ重大なものであると認識しております。

審査におきましては、浅学非才の身ではありますが、法令を遵守し、公平で公正な審理を心がけ、職務に最善の努力を傾注する所存でありますので、議員皆様のご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで就任の挨拶を終わります。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告及び工事請負契約に係る入札結果資料が提出されておりますので、お手元に配信しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配信しております報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、5番野中貴健議員及び16番富岡幸夫議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から

3月18日までの26日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの26日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。新型コロナウイルス感染症に関しては、むつ市内かつてない感染拡大局面を迎えてございます。そうした中、本定例会におきましては、大瀧次男議長の、そして議員の皆様のご配慮によりまして、日程について検討をしていただき、ご配慮いただいたこと、この場をお借りして、まずもって心から感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、行政報告に移ります。

昨年11月24日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、ご報告いたします。

はじめに、むつ市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況についてご報告いたします。

全国的にオミクロン株による感染が拡大する中、当市においても明らかに局面が変わり、本年1月には32人、2月に入り既に211人の陽性者が確認されるほか、5件のクラスターが発生し、現在、新型コロナウイルス感染症に係るむつ市版の感染状況レベル分類ではレベル3の「対策を強化」する段階となっております。

こうした状況から、市対策本部から市民の皆様、「日常生活にない移動や市外の方との交流は

控える」、「症状がある場合の通勤・通学はしない」、「家庭内でも感染対策を徹底」の3つのお願いをいたしました。

市民の皆様におかれましては、感染の拡大を防ぐため、今後も感染リスクの高い行動を控え、日々の生活を送っていただきたいと思いますと考えております。

次に、市有施設の利用制限についてご報告いたします。

感染拡大防止のため、市有施設の利用については、1月22日から当分の間、むつ市内在住の方に限定し、利用の際は氏名や連絡先等の確認をさせていただいております。

なお、利用制限を解除する時期については、市内の感染状況の推移を見据えて、今後検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況についてご報告いたします。

まず、3回目ワクチンの追加接種の状況についてであります。先行した医療従事者への接種は昨年12月1日から、高齢者入所施設等の巡回接種は本年1月6日から開始し、いずれも1月末に完了しております。

また、2月1日からは、65歳以上の高齢者の皆様を対象とした個別・集団接種を開始しております。

現時点の接種状況につきましては、市全体の接種完了者は1万1,065人で、接種率は25.0%、65歳以上の接種完了者は7,982人で、接種率は45.1%となっております。

次に、優先接種の実施についてであります。現在、本市では高齢者の皆様への接種が順調に進んでおり、集団接種での予約枠に余裕があることから、国の方針に基づき、64歳以下の一般の方の接種を前倒しで実施することといたしました。

まずは優先接種として、幼稚園・保育園等従事者、小・中・高等学校の教諭、警察官に加え、高校3年生世代の18歳の皆様については、2月26日及び27日、3月26日及び27日の日程で、むつグラウンドホテルでの集団接種を実施いたします。

また、妊婦の方につきましても、かかりつけ医での接種を基本とした優先接種を進めていくことといたします。

次に、むつ市PCR検査センターの運用状況についてご報告いたします。

昨年12月に設置いたしました「むつ市PCR検査センター」につきましては、本年1月、県のPCR検査等無料事業に登録することで、むつ市独自の検査体制に加え、1日当たりの検査可能件数の増加、検査対象者を拡大する等の検査機能が拡充されております。

このことにより、むつ下北地域全体の感染症対策に大きく寄与するものと認識しております。

なお、これまでの検査件数は、12月1日から2月18日までの合計で1,193件となっております。

今後も感染対策に万全を期し、安心して検査を受けていただけるよう努めてまいります。

次に、自宅療養者に対する支援についてご報告いたします。

1月に入り、本市においても医療提供体制のひっ迫が懸念される状況となったことから、むつ総合病院の負担軽減を図り、通常の医療提供体制を確保することを目的として、1月21日に社会福祉法人むつ市社会福祉協議会と当該支援に係る協定を締結いたしました。

なお、支援の内容は、自宅療養中の方に対する見守り並びに食料品及び日用品の買い物を代行するもので、2月20日現在、利用件数は5件となっております。

次に、経済対策及び雇用対策についてご報告いたします。

まず、昨年10月以降に取り組んでまいりました消費需要を喚起する経済対策事業についてご報告いたします。

はじめに、「プレミアム付飲食券事業」につきましては、1万3,488セットを販売し、10月から本年1月末までで6,300万円以上の消費を喚起しております。

次に、「むつ市のうまい生産者応援キャンペーン事業」につきましては、11月に実施し2万496件の応募がありましたことから、6,100万円以上の消費が喚起されたほか、総額約1,000万円のむつ市特産品を当選者への景品として進呈し、消費が鈍化している特産品の消費拡大とPRを図っております。

次に、「宿泊業消費喚起事業（GOGOむつ宿泊応援キャンペーン）」につきましては、用意した5,000泊に対し、1月31日までに4,482泊のご利用がありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、2月4日から28日まではキャンペーン割引等の適用を中止しております。

次に、「むつ市プレミアム付商品券事業」につきましては、2月17日までに2万3,862セット、2億8,600万円相当が販売されており、市内の消費拡大に貢献しております。

今後におきましても適時的確な経済対策を迅速に実行してまいります。

次に、アツギ東北株式会社の国内生産業務終了に係る市の対応についてご報告いたします。

去る1月20日、アツギ株式会社が「生産体制の再編に伴う国内生産子会社の生産業務終了に関するお知らせ」を公表したことにより、国内生産を担うアツギ東北株式会社むつ工場の閉鎖が明らかになり、私自身、大きな衝撃を受けるとともに、働いている従業員の皆様のことを考えると言葉にもならない思いでありました。

1月24日には大瀧次男議長と共に、アツギ株式

会社の工藤洋志社長及びアツギ東北株式会社の北剛志社長と面会し、両社長から新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド消費の消滅及びテレワークの普及や外出自粛による需要の激減に加え、生産コストの上昇などもあり、1月20日の取締役会において5月31日をもって国内生産業務を終了することを決定したとの報告を受けました。

私からは、会社の責任として、従業員の皆様に対しての一時金や退職金等できる限りの保障と、当市の玄関口に位置する下北駅前土地と建物が廃墟になることがないように適切に取り組んでいただきたいこと、また、市の責務として、離職される皆様の雇用確保に最大限取り組むことをお伝えしております。

また、大瀧次男議長からは、従業員の皆様への保障に加え、工場周辺の事業者や取引業者への影響も心配しているとお伝えしていただいたところであります。

翌25日には、むつ公共職業安定所と意見交換し、今後、従業員の皆様の意向を確認の上、連携して再就職に向けた支援に取り組んでいくことを申し合わせており、明日2月22日には、むつ公共職業安定所、むつ労働基準監督署、青森県及びむつ市で構成される「アツギ東北離職者雇用対策本部会議」を開催することとしております。

アツギ東北株式会社むつ工場は、昭和41年にむつ市初の誘致企業として立地して以来、55年にわたり市の雇用を支え、市民の皆様は技術で会社を支えてきた歴史がありますが、市が把握する限りで、令和2年9月以降、200人以上の皆様が職を失っており、それに加えて今後、約500人の方々が職を失うということは、むつ市政史上最大の雇用の危機であり、業界に与える影響や生産技術の損失等を考えると国家レベルの危機と言っても過言ではないと考えております。

現時点では、アツギ東北株式会社からは生産終了に関する具体的なスケジュールや今後の対処方針が示されておきませんが、市といたしましては「アツギ東北離職者雇用対策本部会議」の各機関と連携し、地元企業による雇用確保に全力を尽くすほか、かつて無い規模の離職者の雇用確保には企業誘致による新たな雇用創出が必須であると考え、地元雇用と企業誘致を2本の柱とする緊急雇用確保対策を鋭意迅速に進めてまいります。

次に、企業誘致についてご報告いたします。

去る2月3日、株式会社エスプールグローバル、青森県及びむつ市の三者で立地協定を締結いたしました。

株式会社エスプールグローバルは、東京都に本社がある株式会社エスプールの子会社で、電話対応業務や事務代行業務を中心としたアウトソーシング事業を「自治体向け」及び「民間企業向け」の2軸で展開し、複数の業務を一括で運用することで業務の効率化やコスト削減を実現している企業であります。

このことから、当市においてもエスプール社の持つ知見や技術を活用することで、課題となっております住民ニーズの多様化、持続可能な行財政基盤の確立に対応し、住民サービスの向上、行政事務の効率化の取組を推進するため、同社との包括連携協定についても同日締結したところであります。

また、市との連携を迅速かつ効果的に進める上で必要となる事業所の開設を早急に行っていただくため、市役所本庁舎内へ事業所を開設することを提案したところ、3月中旬に40人の採用での事業開始が発表され、一片の希望をお届けできたものと考えております。

なお、このほかにも新規事業所開設について協議を行っている案件もありますが、今後の企業誘致においては時代の趨勢とともに衰退する労働集

約型の「昭和の企業誘致」から脱却し、新しいビジネスモデルで市と企業がともに成長する「令和型の企業誘致」を積極的に進めてまいりたいと考えており、コロナ禍により大打撃を受けた雇用環境に対し、企業誘致を起爆剤とした雇用創出で乗り越えるべく全力で取り組む所存であります。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてご報告いたします。

昨年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、一定の所得制限の下、0歳から高校3年生までの子どもを対象に、当初は先行給付分として1人当たり5万円、追加分として同額の5万円の給付を行うこととされておりましたが、当市においては迅速に補正予算の御議決を頂きましたことにより、対象世帯の方に10万円の一括給付を行うことが可能となりました。

これまでの給付実績額は、昨年9月分の児童手当の対象となっている申請の不要な2,504世帯分については、昨年12月27日付けで4億4,040万円、公務員や高校生のみ世帯の方等、申請の必要な1,392世帯分については、1月31日、2月16日及び2月17日付けで2億480万円となっております。

今後は給付金を受け取っていない方に対する申請の受付等に引き続き個別に対応してまいります。

次に、保育施設等の感染症対策についてご報告いたします。

2月上旬からの市内保育施設での感染症クラスターの発生を受け、保育施設の施設長に対し、これまでの基本的な感染対策に加え、「全クラスが密集、密接にして集まる活動は極力控えること」、「遊びや給食、行事等の活動はできる限り時間差又はクラス単位での実施とすること」、「延長保育時の感染防止対策の徹底」について、2月末日までの期限で要請しております。

さらに、2月15日には保育施設の施設長に参集いただき、3月6日までを感染対策強化期間として「風邪症状がある場合は登園しない」など、統一的に徹底して取り組むことを確認いたしました。

また、放課後児童健全育成事業、通称なかよし会の運営につきましては、対象を1、2年生の児童に縮小し、学年ごとの活動又は十分な距離を確保しての活動といたしました。

なお、幼稚園、保育園等が臨時休園となった場合に備え、キッズパークにおいて「代替保育」を実施しており、2月18日現在、登録者数は95人で、利用実績は延べ12人となっております。

次に、市内の小中学校における学校活動についてご報告いたします。

市内小中学校の冬休みが終了し、授業の再開に当たり、教職員及び保護者の皆様に対し、緊急事態措置適用地域又はまん延防止等重点措置適用地域に指定された都道府県との不要不急の往来は自粛するよう、1月11日付け文書にて通知いたしました。

この自粛の願いに加え、児童生徒が部活動等の遠征や入学試験等により県外への移動があった際にはPCR検査を実施していただくこととし、無料で検査が実施できるよう市内の各学校に対し、検査キットを配付しております。

その後、国内の感染状況の悪化を受け、1月17日付けで、出張及び私用旅行における県外への往来自粛について、さらには、県内の感染状況の悪化を受け、1月25日付けでむつ下北地域以外との往来自粛について要請いたしました。また、校外活動等についても同様に、むつ下北地域以外の地域の方と接する可能性のある場合は教育活動を自粛することといたしました。

こうした中、2月に入り、学校関係者の陽性者が相次いで確認されたことを踏まえ、2月8日付

けで、2月28日までの期間において、校内におけるクラスをまたいで活動、通常の学習活動において接している教職員以外と接する可能性のある学校行事や校外活動、部活動、対外試合等についても原則禁止することといたしました。

なお、スポーツ少年団、各競技団体等に対しましては、以上の内容に準じた形で対応するよう要請いたしました。

また、学校関係者に陽性者が確認された影響により、これまでに市内の小中学校8校において全部又は一部の臨時休業措置となりました。休業措置となりました学校における学習の進捗状況につきましては、かねてより臨時休業等の措置が取られることも想定して学習活動が進められており、休業による遅れは極めて限定的であることから、次年度に持ち越すことがないものと認識しております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細かな対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。5番野中貴健議員。

○5番（野中貴健） 行政報告に対して質疑いたします。

1点目に、PCR検査センターについてお伺いいたします。本庁舎のPCR検査センターにしろ、検査キット購入にしろ、インターネットからの申請で予約になりますけれども、高齢者やネット環境のない方々が各窓口で困っている状況が見受けられます。職員が適切に対応はしていますが、相当な時間を費やしていると思いますが、何か対応、対策を考えているのかお伺いいたします。

2点目に、経済対策について、1月末以降ですけれども、コロナ陽性者増加に伴い、様々な職種で影響を受けておりますが、特に人と接触する時間が長い、例えば接骨院、はり屋さん、パーマ屋さん、理容店、美容店など、お客さんが来なくなったとの話をたくさん聞いております。また、来店者が来ても、換気のために窓を開けてサービスをするために、ファンヒーターをお客さんの近くに置いて対応すると、しかも灯油の値上がりも高止まりで、商売が非常に大変だと危惧しておりますので、その辺の対応について2点お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） それでは、PCR検査センターの運用につきまして説明させていただきます。

まず、高齢者の方でインターネット環境のない方ということになりますけれども、基本的にはインターネットを使った予約ということが前提となっております。確かに皆様、高齢者の方には確かにご不便をおかけしていると、それは認識はしておりますけれども、こういった電話等でお問合せいただいたときには、今以上にこちらから丁寧に説明を尽くす。あと、分庁舎でもこういった購入とかできますので、そういったことも踏まえて、一層丁寧な対応に務めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 答えいたします。

接骨院とか、パーマ屋さんとか、人と接触するような業種においてお客さんが来ないと、また換気の部分でも大変困っているというようなお話でございました。これまで消費換気事業ということで、そういった部分の経済対策を打ち出してまいりました。そして、1月からですか、第6波ということで、今非常にまた大変な状況になってきて

いるということでございますので、こちらの状況をまず把握しまして、的確な時期に的確な対策を打ち出していきたいというふうに考えておりますので、ご了承いただければと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） 分かりました。窓口で高齢者の方々は本当に困りながら、市役所の職員の方々がスマホ、携帯の操作を教えながらやっています。相当職員の方々も苦勞しているのかなと思って、時間取られているのをすごく気にしていた部分がありましたので、その辺の対応、私の案ですけれども、電話予約でも可能だったり、市役所のパソコンで仮に入力するとかしてもらえないものかなと思ってお伺いいたしました。

もう一点なのですが、今学校等、保育園等々、いろいろ陽性者が出ています。陽性者というか、濃厚接触者等々出ていますけれども、その際、その施設から保護者のほうへお手紙もしくはメール等来るのですけれども、その内容があやふやな部分があると。何のメールだろう、何の手紙だろう、どういう状況なのだろうと逆に混乱させる状況が見受けられますので、その辺例えば行政側からこういう指示を出してくださいよとか、そういう部分がありましたら1つお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ちょっと質問に答える前に、先ほど私、行政報告の中で1点、誤りがありましたので、修正させていただきます。検査件数、2月1日から2月18日まで1,193件と申し上げましたが、2月1日からではなくて12月1日から2月18日までの件数が1,193件ですので、まずその点を修正させていただきます。

今検査センターのほうは、これ基本的に来客で対応するというのは難しいのです、非接触でやら

なければいけないから。ですから、インターネットでできない場合は、ご家族の人や周りの方々が手伝ってあげてやるという方法にさせていただきたいと。

それから、電話でできないというふうな話ありましたけれども、電話でも受け付けておりますので、電話でしていただければというふうに思っています。

それから、2点目の経済対策の部分も、先ほど経済部長からそういう答弁ありましたけれども、困っているのは接客だけではないのです。接客業の人たちだけではなくて、全ての業種の方々は困っています。それはよく承知していて、今後その経済対策を取るということは当然のこととしてあるのですが、ただこの感染状況ですので、まずこの感染をしっかり抑えるということからスタートしなければ、今何をやっても無駄になりますので、そういう段取りでいるということをご理解をいただきたいと思います。

今お尋ねは何でしたっけ。

(不規則発言あり)

○市長(宮下宗一郎) 施設には我々特にやっていないですが、学校や幼稚園から来る通知ということについては、市対策本部で全て把握していて、統一されたルールの下でやっています。

曖昧にというふうな話がありましたが、具体的にどこが曖昧かをちょっと教えていただきたいと思いますけれども、我々としては個人が特定されない形の中で、最大限配慮して通知を出させていただいておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長(大瀧次男) 5番。

○5番(野中貴健) 先ほどの通知のほうなのですが、ある学校であればきちんと、例えばこの学年で陽性者が出ましたので、何日まで休業しますよというのがありますけれども、ある学校で

は、濃厚接触がありましたけれども云々かんぬんと、やっぱりここは一定な部分というか、そろっていないので、その辺はきちんと整理してやってほしいなど。逆に分からないままだとますます、言葉は悪いですがけれども、探り探りになって、逆にざわつく状況になりますので、その辺をうまく伝えていただきたいと思います。

○議長(大瀧次男) 市長。

○市長(宮下宗一郎) 全部そろえています。これ明確に申し上げます。曖昧など、例えばクラス、もう名前が出ている通知は、クラスで陽性者が出た場合には、当該クラスと限定をして、学級閉鎖するためにそういう通知を出している。一方で、検査が今、青森県の検査が2日待ち、3日待ちになっているのです。恐らく我々としては、当該クラスに在籍している子がほぼ陽性だろうと、家族全員が陽性等で、というときには、これはそのクラスは閉鎖をしなければいけない。一方で、検査の結果が出ていないので、必ずしもそのクラスというふうにも言えないというときには、そのクラスの名前なしで通知している場合があるということで、市内の小・中学校、繰り返しになりますけれども、市内の小・中学校、幼稚園、保育園、全て統一されたルールで対策本部からの指示あるいはアドバイス、協力要請の中で動いているということをご理解をいただきたいと思います。

○議長(大瀧次男) ほかに質疑ありませんか。18番 原田敏匡議員。

○18番(原田敏匡) 数点質疑させていただきます。

経済対策、そして小・中学校の対応など、来週28日、初めに定めた期限が来ますけれども、もちろん今後の感染対策状況次第ではありますが、この28日の延長に関して、ある程度、こういった基準で、例えばレベル2に移行した段階で緩和するとか、その辺の、こういった基準で変更するのか。また、延長はどの程度のタイミング、今週末にな

ってしまうのか、それとも中頃判断するのかという点をお伺いいたします。

小・中学校、学級閉鎖等ありますけれども、例えば濃厚接触者があった場合は何日間学級閉鎖にします、陽性者が出た場合は何日間休みにしますといった基準が設けてあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず1点目ですが、28日までとしている期間については、これは延長を前提に今考えています。22日、あしたですか、あした対策本部会議で決定して、今後のワクチンの段取りと、それからその期間の延長について決定する見込みとなっております。現状、今日もクラスターが発生しております。それから、今週いっぱい先週以上に感染が拡大する局面となっておりますので、2月中旬にこの措置を解除するという事はまずあり得ないと。3月になってから解除したとしても、一気に解除するというのではなくて、恐らく段階的に解除するという事になるかと思えます。

2点目なのですが、小・中学校は大分影響が出ています。この前した会見、皆さん見ていただいたと思うのですが、それからさらに拡大をしていて、今日の時点で学校閉鎖が3校、それから学級閉鎖している学校が8校14学級ということになっていて、どんどん拡大をしている状況にあります。

まず、濃厚接触者等々の判断と言いましたけれども、休校、それから学級閉鎖の判断については、これ一律でやらせていただいております。期間ということについては、個別のケースに応じて判断をしていて、どっちかといういつまでということよりもいつから再開できるかということに私たちは関心があって、取りあえず一旦は安全の確認をするまで休校にしましょうと言って、二、三日

休校にすると、区切りのいいところまでですね。例えば金曜日に判断したところは、恐らくあしたまでとなっていると思います、あさって休みなので。検査結果が一斉に出ると、それを見て安全が確保されたということで、休校からまた開けるという判断になっていきますので、いつまで休校ということの基準はなくて、どっちかという安全が確保されたら即再開するというような段取りで今やっていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後に1点だけお伺いします。

検査結果が出たときに判断するというお話だったのですけれども、初歩的な質問になってしまうのですが、PCR検査センターでの検査結果と県が発表する結果、これ多分タイムラグが二、三日あるのかなと。実際市民の方からも、陽性の通知が来たのですが、発表されるタイミングは二、三日後とか、その辺の基本的な発表のタイミングというか、むつ市のPCR検査で判明したものは独自では発表できないとか、正式なカウントにはならないと思うので、その辺の発表のタイミングと伺いますか、手順を最後にお聞きして質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 例えば今日この時点で、昨日発表から12人陽性者が確認されています、市内で。ところが、この12人を県が今日発表するかというの、私たち知らないのです。とんでもないことだと思ってしまうのですが、それは私たちがではなくてですね。というのがまず前提にあると。

検査のタイミングということなのですが、まずある陽性者が1人、むつ総合病院の発熱外来で出ましたとなると、それが例えば午前中だとするとその日の発表にその人はなると、それが午後だと次の日の発表になるというイメージで

す、まずは。そして、それとは別に、陽性者が出ると、今度疫学調査というのが始まって、その陽性者に関する濃厚接触者と関係者の検査がむつ総合病院で行われるのです。それは、多分その陽性が出た次の日ぐらいにやっているのです、今、調査がありますから。それで、何十人と検査が行くと。その検査の結果が出るのが2日後から3日後になってしまっている。これは、むつ総合病院で検査せずに県の検査センターで検査しますので、むつ総合病院で検体を取って、県の検査センターに送って結果が出るので、それが2日後か3日後になってしまう。例えばそれが2日後の夜に結果が来たとする、次の日の発表になるのですけれども、2日後の朝に来たらその日の発表になったりすることなので、かなりばらつきがあるというのが現状で、一概にどの時点で検査結果が出たから、どの日の発表になるということはいえない。これが1つ目のルートです。

もう一つのルートは、今市の検査センターをやっていますけれども、市のPCR検査センターの場合は大体2日、これも2日か3日で、これは何でそれぐらい時間かかるかと、東京の検査センターまで送っていますから、東京に送ればすぐできるのですけれども、2日ぐらいはかかっていると。これが出て、それ実は県の検査結果として出ないのです。東京のカウントになってしまう、東京の検査結果で出ているから。でも、それは私たちは自分たちの地域なので、自分たちのところとして発表しているということなので、そういうちょっと複雑さとか時差はあると。ただ、毎日私たちがツイッター等でお届けしているデータや、それから会見でお届けしているデータは、それらを全部統合して、その日に県が発表したものとぴったり合わせて出していますので、原田議員はじめ議員の皆様、そして市民の皆様におかれましては、市が最終的に夕方に発表しているデータが正確

で、それが現在の感染状況だというふうに理解をしておいていただければというふうに思います。感染者や濃厚接触者で陽性の通知が来た人が、何で自分が今日出たのに1日後なのだ、2日後なのだというのは、そういう理由があるからだということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） すみません。最後と言いましたけれども、もう一点だけ。今のお話だと、むつ市のPCR検査センターで検査した方は東京のカウントになると。その東京のカウントになった方は、最終的には県のカウントに移行するというか、人数に加えられるのですか。それとも、そのまま東京のカウントになる。すると、もし県のカウントにならないのであれば、むつ市で発表している数字と県で発表している数字が少し食い違ってくるのかなという疑問が生じるのですけれども、この辺、最後1点確認いたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 県のカウントにはなりません。なりませんが、市のカウントとしてはなっている、現状で言うと二、三人は、そこはちょっと数字は食い違っている部分はあるというふうにご理解ください。そう変わらないです。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。10番 村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 1点お伺いします。優先接種の実施についてお伺いします。

むつ市外への高校に通う学生に対して、またむつ市外へ勤務されている方に対しての優先接種を考えていらっしゃるのか、1点お伺いします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 優先接種につきましてお答えいたします。

現在むつ市で優先接種として計画を進めており

ますのは、小・中・高等学校の関係者、それから幼稚園、保育園関係者、警察関係者、18歳、高校3年生の世代、施設関係、あるいは医療に従事する市職員、これとあと妊婦の方、合わせて2,850名程度でございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） 分かりました。感染リスクの高い地域への通勤、通学ということで、ご家族、不安に思われている方もいらっしゃるのかなということでお聞きました。

以上で終わります。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 市長施政方針

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 市長施政方針を行います。

市長から施政方針の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） むつ市議会第251回定例会の開会に当たり、令和4年度の市政運営に臨み、所信の一端を申し述べ、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

思い返せば2年間の長きに渡り、私たちは長い暗いトンネルの中にいます。

出口が見えたと思えば、また、新しいトンネルの入口に突き当たり、より暗く長い道のりが待ち受けていました。

そして、その都度、市民の皆様お一人おひとりの健康、命、生活と向き合ってきました。

一方で、経済社会の動静を見極めて決断していくことの重さ、あるいは重要性を深く実感した2年間でもありました。

今、私たちとコロナとの戦いは、終盤戦だと言って良いと考えますが、まだ終わってはいません。

市民の皆様のご協力によって、相対的に感染者の数が圧倒的に少ないむつ市ではありますが、ただ、強力な感染力を持つオミクロン株の猛威にさらされていることに変わりはありません。

まずは、この大きな波を乗り越えて、失われたこの2年間の回復に道筋をつけることが、私たちむつ市役所の使命だと考えています。

新年度もまずは、感染症を乗り越えることからスタートしますが、この逆風とも言える機会を追い風にして、果敢に改革に取り組んでいきます。

当初予算では、「デジタル化の推進」や「危機管理・防災力の向上」など48の戦略的な新規事業を打ち出しており、これと併せて、令和3年度最後の補正予算、そして令和4年度当初にはさらに新たな新産業を進めるための補正予算を編成し、令和4年度は、むつ市の新時代を築く第一歩を踏み出す一年にしていきたいと考えています。

8年間、同じ場所で、同じ職種で、同じ立場で自分自身が仕事をしたということは初めてです。

市長という同じ立場での8年でしたが、一年一年、そのときそのときの課題をこなしていくことや、そのときに見えたむつ市の未来像を実現していくことで、新しいむつ市を築いてきたつもりです。

8年前に考えもしなかったことや、8年前にできなかったこと、8年前に見えなかった景色が、今は考えられるように、見えるように、できるようになった実感もあります。

この経験を残された任期について、しっかりと務めを果たすことで、市民の皆様にご恩返しをしていきたいと考えています。

昨年、コロナが一定の収束をしたときに、市の職員を代表して、むつ市料理飲食店組合様から「サンキューカード」をいただきました。

そのほか多くの市民の皆様から様々な場面で、市役所の取組について、一定の評価をいただいています。

昨年、施政方針で述べた「求められ信頼される市役所」については、ある程度達成できたと言って良いと思います。

これからは、さらにそれを超えて、「感謝される市役所」をこのコロナ禍にあって目指していきたいと考えています。

改めて、コロナ禍は、国難とも言える難局です。

「笑顔かがやく希望のまち」がむつ市の大きな目標です。

4月には、本市初の4年制大学が一新された下北文化会館むつ下北未来創生キャンパスにおいてスタートします。

夢と希望にあふれた大学生、そして短大生が、街の中核を担い、今後のむつ市の未来を明るく照らしてくれると信じています。

私たちの笑顔を取り戻すため、残された期間についても全力で駆け抜けていきますので、むつ市議会議員の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げます、私の所信の一端とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） これで施政方針の説明を終わります。

◎日程第5 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第1号 財産の取得についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました議

案第1号 財産の取得について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、下北文化会館センター棟をむつ下北未来創生キャンパスとして整備することに伴い、各部屋等に配置する備品等を購入するためのものです。

以上をもちまして、上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午前11時25分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号 財産の取得についてに対し、質疑に入ります。

本案は、下北文化会館センター棟をむつ下北未来創生キャンパスとして整備することに伴い、各部屋等に配置する備品等を購入するためのものです。

質疑の通告がありません。以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6～日程第43 議案一括上程、 提案理由説明

○議長(大瀧次男) 次は、日程第6 議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例から日程第43 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの38件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) ただいま上程されました26議案12報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

それでは、新年度予算の議案からご説明いたします。

はじめに、議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出とも388億1,000万円で、過去最大の予算規模となりました。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額で

は1億1,000万円、率では0.3%の増となります。

まず、歳出の増減の主なものについてであります。むつ下北未来創生キャンパス整備事業の完了等により、総務費が6億1,187万4,000円の減となったほか、新型コロナウイルス感染症対策としての宿泊療養施設運営事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業並びに下北地域新ごみ処理施設整備の進捗に伴う下北地域広域行政事務組合負担金の増により、衛生費が10億4,666万6,000円の増、金谷都市拠点地区都市構造再編集集中支援事業及び(仮称)田名部まちなか団地整備事業等により、土木費が10億5,418万2,000円の増となっております。また、借換債償還元金の減少等により公債費が12億7,473万9,000円の減となっております。

次に、歳入の増減の主なものについてであります。民間の給与所得及び法人所得の増加による市民税の増に加え、固定資産税の軽減措置の終了などにより、市税が8億4,320万4,000円の増となったほか、新型コロナウイルス感染症対策事業や普通建設事業等の財源としての国・県支出金が合計で5億9,183万3,000円の増となっております。また、臨時財政対策債、借換債等の発行額の減少により、市債が11億490万円の減となっております。

予算編成に当たりましては、今後策定する「むつ市総合経営計画」後期基本計画の目標を先取りする形とし、最重点事項として、「活力あるむつ市の創生」、「教育・子育て環境の向上」、「高齢者福祉・医療・暮らしの充実」、「デジタル化の推進」、「危機管理・防災力の向上」の5つの柱を掲げ、本市の成長発展を推進する事業構築に取り組んだところであります。

これにより、令和4年度は多くの新規事業を展開することとなり、市民の皆様が地方に住んでいても豊かな生活を送ることができるむつ市の実現

に向けて、これまで以上に力強く勇往邁進する所存であります。

次に、議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも57億1,608万8,000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では2億8,222万5,000円、率では4.7%の減となります。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び国民健康保険事業費納付金であり、歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金及び一般会計繰入金となっております。

次に、議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも6億3,110万8,000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では1,262万円、率では2.0%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金繰入金となっております。

次に、議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも67億2,972万9,000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では3,953万2,000円、率では0.6%の増となります。

歳出の主なものは、介護サービス等に要する経費であり、歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金となっております。

次に、議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも2,294万6,000円となりま

す。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では3万3,000円、率では0.1%の減となります。

歳出には市債に係る償還金を、歳入には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも4,805万1,000円となります。

これを前年度当初予算と比較しますと、金額では874万1,000円、率では22.2%の増となります。

歳出の主なものは、魚市場施設費及び公債費であり、歳入の主なものは、一般会計繰入金となっております。

次に、議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には水道施設の維持管理費等で16億8,427万5,000円を、収入には水道料金等で17億7,637万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出には建設改良費及び企業債の元金償還金で15億3,937万9,000円を、収入には企業債等で6億8,847万7,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億5,090万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

次に、議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には下水道施設の維持管理費等で9億9,851万1,000円を、収入には下水道使用料等で10億2,934万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出には建設改良費及び企業債の元金償還金で13億5,995万7,000円を、収入には企業債等で11億6,147万4,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,848万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとしております。

次に、新年度予算以外の議案についてご説明いたします。

まず、議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてですが、本案は、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第3号 むつ市脇野沢水産物処理加工施設条例についてですが、本案は、当該施設を公の施設として管理するため、条例を整備するものであります。

次に、議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、独立行政法人等の定義を改めるためのものであります。

次に、議案第5号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額について規定するため、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第6号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、住民基本台帳法の一部改正により、除かれた住民票の記載事項証明書の交付を請求できることが明確化されたことに伴い、当該証明書に係る交付手数料を規定するためのものであります。

次に、議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、下北文化会館センター棟の改修に伴い各部屋の使用料を改定するほか、むつ下北未来創生キャ

ンパスの設置に伴い休館日について所要の改正をするためのものであります。

次に、議案第8号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、施設の利用料金について、国が定める基準費用額を引用するため、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第9号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、医療費の支給要件等である父又は母の障害の状態の基準のうち、視覚障害に係る基準を改めるほか、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例についてですが、本案は、更なる企業誘致の促進を図り、新たな産業と雇用を創出するため、対象となる業種を拡大し、及び優遇制度を拡充するほか、所要の条文整備をするものであります。

次に、議案第11号から議案第14号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてですが、これら4議案は、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、それぞれ定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものであります。

次に、議案第15号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてですが、本案は、本年3月31日をもって任期が満了となります川西伸二氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてですが、本案は、本年6月30日をもって任期が満了となります畑中恒治氏を推薦するため、提案す

るものであります。

次に、議案第17号 令和3年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、4億9,926万6,000円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、434億9,696万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。消防費において、情報伝達手段整備事業の今年度の着手を見送ることとして事業費を皆減としたほか、昨年の豪雨災害の復旧事業として、総務費には断線した光通信ケーブルの災害復旧負担金を計上し、農林水産業費には木野部漁港海岸における災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費を増額しております。

そのほか、民生費では保育士等処遇改善臨時特例事業に係る補助金を計上し、教育費では燃料価格の高騰に伴い市内各小中学校における燃料費を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出の関連において補助見込額を計上しておりますほか、情報伝達手段整備事業外7事業の事業費の変更に伴い、市債を減額しております。

また、事業の進捗に合わせて橋梁長寿命化修繕事業、(仮称)田名部まちなか団地整備事業及び重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業の継続費並びに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び河川に係る災害復旧事業の繰越明許費を変更しておりますほか、年度内に事業の完了が見込めないことから、社会保障・税番号制度対応事業外11事業について繰越明許費を追加しております。

なお、債務負担行為についてであります。国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件に係る弁護士委託料及びむつ地区水産物供給基盤機能保全事業を追加しております。

次に、議案第18号 令和3年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより補正するもので、収益的収入及び支出において、支出では474万7,000円を減額、収入では230万円を増額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では9,077万6,000円を、収入では1億610万円をそれぞれ減額しております。

次に、議案第19号 令和3年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。本案は、むつ下水浄化センター増設事業について、当初予定していた令和4年度までに事業の完了が見込めないことから、令和5年度に係る債務負担行為を追加するものであります。

次に、報告第1号及び報告第6号についてであります。これらは、むつ市議会第244回定例会において御議決を頂きましたむつ市釜臥山スキー場第1スキーリフト架替工事及びむつ市議会第247回定例会において御議決を頂きました市立苦生小学校空調改修工事に係る機械設備工事に関し、工事内容を一部変更し、契約金額を変更することについて、議会の委任を頂いているところにより専決処分したものであります。

次に、報告第2号から報告第4号まで、報告第8号及び報告第11号についてであります。これらは、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより専決処分したものでありまして、報告第2号は昨年8月10日にむつ市宇田町地内の市道において発生した自動車事故、報告第3号は昨年7月9日にむつ市川内町宿野部地内の私有地において発生した建物損傷事故、報告第4号及び報告第11号は昨年8月8日にむつ市大字関根字出戸川目地内の国道において発生した自動車事故、報告第8号は昨年9月7日にむつ市中央二丁目地内の店舗敷地内において発生した自動車事故に係るものであります。

次に、報告第5号、報告第7号、報告第9号、報告第10号及び報告第12号についてであります。これらは、令和3年度むつ市一般会計補正予算でありまして、道路等の除排雪経費のほか、PCR検査に係る事業費等迅速な対応が必要な事業について、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました26議案12報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま上程されました議案第2号 むつ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、本日付でむつ市代表監査委員に対し、3月3日を提出期限として意見を求める文書を送付いたしますので、ご了承願います。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明2月22日と2月24日及び25日並びに2月28日及び3月1日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明2月22日と2月24日及び25日並びに2月28日及び3月1日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、2月23日と2月26日及び27日は休日のため休会とし、3月2日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時45分 散会